

派遣で働くときの同一労働同一賃金 チェックリスト

派遣労働者の待遇の決まり方を知っていますか？

派遣労働者の同一労働同一賃金は、派遣労働者の待遇改善を目指すものです。
派遣会社は、以下のいずれかにより、派遣労働者の待遇を決めることとなっています。

派遣先均等・均衡方式（派遣先の通常の労働者と比べて、派遣労働者の待遇を確保）

労使協定方式（一定の要件を満たす派遣会社の労使協定により、派遣労働者の待遇を確保）

派遣先均等・均衡方式 により待遇を決めている場合

派遣労働者と、派遣先の通常の労働者を比べて、不合理な待遇とならないようにすることなどが
必要とされています。

チェックポイント

☐ 派遣先のどの労働者と比べて、どのような待遇になっているか確認しましょう！

☐ もし、待遇差がある場合は、その理由を派遣会社に確認しましょう！

➤ 派遣会社には、待遇の違いの内容とその理由を説明する義務があります。

労使協定方式 により待遇を決めている場合

使用者側（派遣会社）と、労働者側（過半数労働組合や過半数代表者）との間で、
一定の要件を満たす労使協定を締結して、派遣労働者の待遇が決まります。

労使協定で定めた事項を遵守していないなどの場合には

【労使協定方式】は適用されず、【派遣先均等・均衡方式】が適用されます。

チェックポイント

☐ 労使協定を確認しましょう！

➤ 派遣会社には、労使協定を労働者に周知する義務があります。

☐ 基本的な仕組みを理解しましょう！

➤ 派遣労働者の賃金を、一般賃金（世の中の通常の労働者の平均的な賃金水準）と同額以上と
なるよう定め、派遣会社はそれを遵守する必要があります。

☐ 評価方法を確認しましょう！

➤ 派遣労働者の能力又は経験等を公正に評価して賃金を決定することを定め、
派遣会社はそれを遵守する必要があります。

ここがポイント！

派遣会社には、派遣労働者の待遇に関して説明する義務があります

- ✓ 派遣労働者の待遇に関して、派遣会社は、派遣労働者の雇入れ時、派遣時のほか、派遣労働者が求めた場合には、説明をする義務があります。
- ✓ 例えば、雇入れ時及び派遣時には、派遣会社は「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」、「待遇の相違の内容や理由等の説明を求めることができる旨」を明示することが必要とされています。
- ✓ また、派遣労働者が求めた場合は、派遣先均等・均衡方式では、待遇の相違の内容や理由、労使協定方式では、労使協定で決められた待遇の決定方法がどのように適用されているかなどを説明することが必要とされています。

派遣労働者の同一労働同一賃金について、 より詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。

わかりやすい動画を
アップしています



わかりやすいパンフレットを
お配りしています



職場トラブルの早期解決支援
をご案内しています



派遣労働者の
同一労働同一賃金について
(厚生労働省ウェブサイト)



お問い合わせ先：
各都道府県労働局
(需給調整事業担当)

